

4環第114号  
令和4年4月25日

一般社団法人えひめ産業資源循環協会  
事務局 御中

愛媛県県民環境部長  
(公印省略)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する  
法律施行規則の改正について

日頃より、本県の環境行政の推進に格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、環境省よりPRTTR制度に係る「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の改正」について通知がありましたのでお知らせします。

当該改正に伴い、特別要件施設において把握すべき事項が追加され、大気汚染防止法に基づく水銀発生施設である廃棄物焼却炉を設置する事業者は、令和4年度から水銀の大気への排出量を把握し、令和5年度に報告することが義務付けられました。

つきましては、貴団体会員に御周知いただくとともに、引き続き化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進について、御協力をお願いします。

なお、別添のとおり廃棄物焼却炉設置事業者に対して通知したことを申し添えます。

担当  
愛媛県県民環境部環境局  
環境政策課 大気・環境評価係 神谷、西田  
Tel 089-912-2347  
Fax 089-912-2344